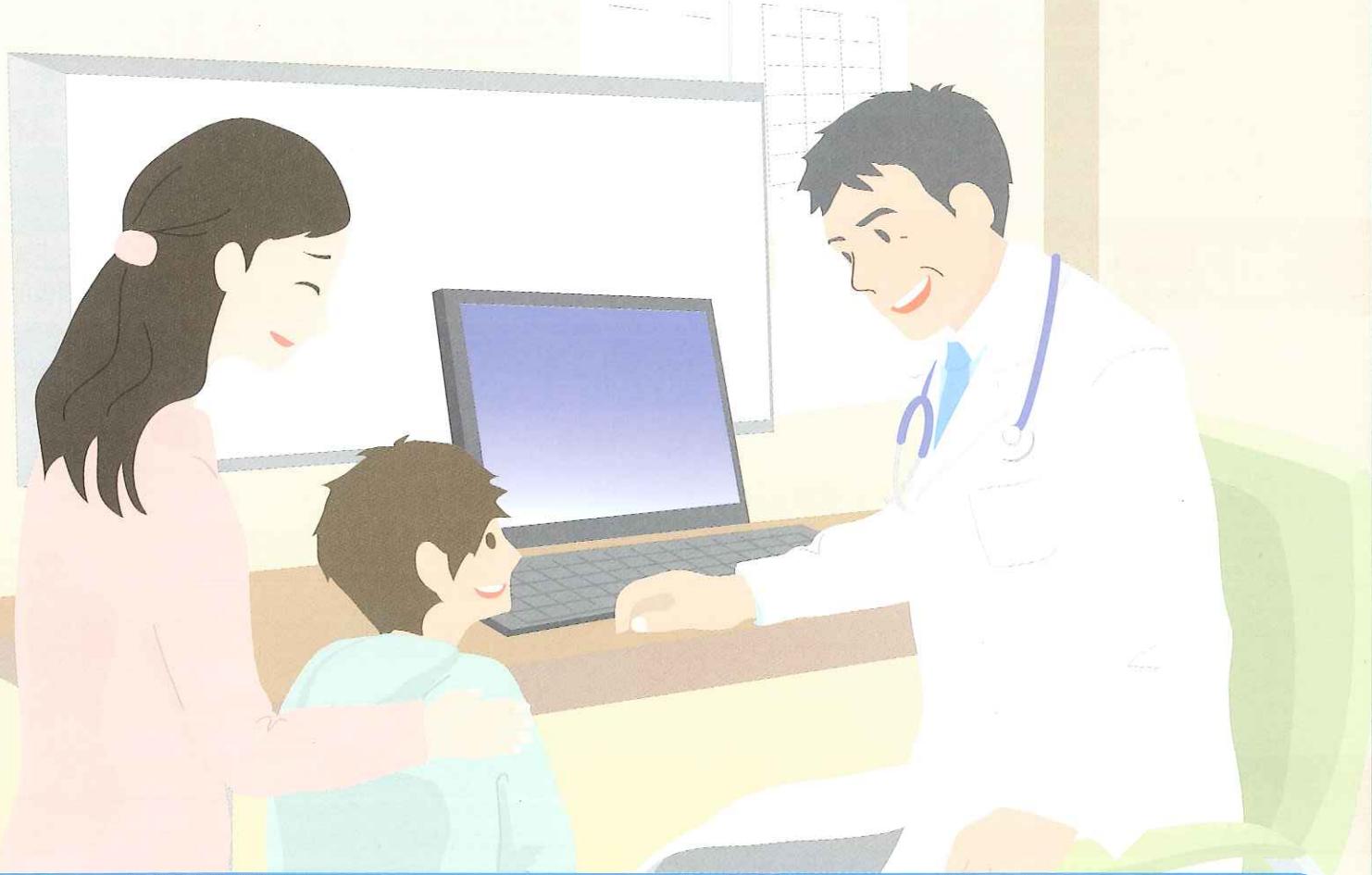


医師・歯科医師のための（勤務医も加入できます）

開業医共済休業保障制度

共済
休保

病気やケガによる休業時の復業支援のための共済制度です。
法的認可と専門家の協力を得て、充実した保障で医業を守ります。



例えば、病気やケガにより30日間休業したとき…

8口加入の場合にお支払いする共済金合計

入院
休業

1,920,000円

5日以上休業の場合に、初日からお支払い

自宅
休業

1,440,000円

5日目からお支払い（最初の4日間は免責）

入院初日*から
給付対象なのが
嬉しいですね

*休業5日以上継続の
場合に限ります



開業医共済協同組合

〒380-0928 長野県長野市若里1-5-26 長野県保険医協同組合内
Tel (026) 223-0345 Fax (026) 223-0333

お申し込み、お問い合わせは下記取扱代理店へ

代理店 青森県保険医協会
TEL017-722-5483 FAX017-774-1326



開業医共済休業保障制度のあらまし

加入(増口)申込み

以下の全ての項目を満たしている
保険医は共済契約申込ができます

- ① 青森・福島・新潟・福井・長野・鳥取・岡山・山口・大分県の保険医協会・医会の会員
- ② 本制度共済約款に同意できる開業医共済組合員及び組合員の医療機関に勤務する医師、歯科医師。(組合加入には、開業医の方は1口5,000円以上の出資金、勤務医の方は2,000円の賛助金が必要です)
- ③ 被共済者は、新規契約締結時において健康で、医療機関で週5日以上かつ週27時間以上業務に従事している65歳未満の保険医です。但し、継続契約の場合は74歳まで対象となります。



加入口数

- ① 個人立医療機関の管理者及び法人医療機関の理事長または管理者※1
- ② 診療所を共同経営している場合(親族関係である場合を除く)
- ③ 勤務医の場合(上記①②以外)

新・増口 加入年齢	通算限度 口数	継続可の 年齢	収入による 継続可の年齢
~54歳	8口まで	~59歳※2	~64歳※4
~59歳	5口まで	~69歳※3	
~64歳	3口まで	~74歳	
~59歳	5口まで	~69歳※3	
~64歳	3口まで	~74歳	
~64歳	3口まで	~74歳	

※1…但し、被雇用の理事長又は管理者を除きます。また1医療機関で複数の親族が診療している場合、1医療機関につき1名を限度とします。

※2…6口以上加入の方は、満60歳に到達した後に到来する8月1日に5口に減額となります。但し、収入による継続可の方は64歳まで8口まで加入頂けます(※4)

※3…4口以上加入の方は、満70歳に到達した後に到来する8月1日に3口に減額となります。

※4…医業収入が当組合の定める規定を満たす場合、8口で64歳までの継続契約ができます。但し、6口以上の方は満65歳に到達した後に到来する8月1日に5口に減口、さらに満70歳に到達した後に到来する8月1日に3口に減口となります。

共済金の種類

「休業」とは…

被共済者が共済期間の初日以後の傷病により親族以外の第三者の医師による診療を受け、就業不能になったため業務(病院または診療所の管理者としての執務行為を含む)を完全に休むことをいいます。

入院休業

傷病給付金

1口につき
8,000円
5日以上休業の場合に初日から

自宅休業

1口につき
6,000円
5日目から

給付期間

1休業180日。通算500日まで。
復業後の増悪の場合は再休業とみなし、通算規定を適用。但し、精神疾患に係る場合は通算180日。

支払要件

共済期間の初日以降の傷害及び初日から3ヶ月以降に発病した疾病で連続5日以上休業した場合

弔慰給付金・ 高度障害給付金

1口につき**50万円**

共済期間の初日以降の傷病による場合

責任開始日

※共済期間はお申出のない限り、自動更新して下記の『保障期間』まで継続します。

事故・ケガでの休業を保障

- | | |
|-----|----------------|
| 第1次 | 8月1日(申込締切5月末) |
| 第2次 | 12月1日(申込締切9月末) |
| 第3次 | 4月1日(申込締切1月末) |

以降発病の疾病・事故・ケガでの休業を保障

- | | |
|-------|---------|
| 11月1日 | →以降自動更新 |
| 3月1日 | →以降自動更新 |
| 7月1日 | →以降自動更新 |

ご注意 新規・増口加入にあたって、①8/1~10/31、(②12/1~2/28、③4/1~6/30)の期間内に発病原因で休業した場合は、同期間ならびに①11/1(②3/1、③7/1)以降も傷病給付金は給付されませんのでご了承下さい。

保障期間

満75歳に達した後に到来する8月1日の前日まで。

※但し、満期日前から継続して休業している場合、満期日以後の休業については

1休業180日かつ通算500日を限度として共済期間中の休業とみなします。

病気やケガによる休業に備える共済です



掛金一覧表

更新時の年齢により、掛金は変更となります

安い掛金も人気の理由です

掛金(月額) 年齢区分は満年齢です	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口
~39歳	1,900円	3,800円	5,700円	7,600円	9,500円	11,400円	13,300円	15,200円
40~49歳	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円	12,000円	14,000円	16,000円
50~54歳	2,200円	4,400円	6,600円	8,800円	11,000円	13,200円	15,400円	17,600円
55~59歳	2,200円	4,400円	6,600円	8,800円	11,000円	(13,200円)	(15,400円)	(17,600円)
60~64歳	2,600円	5,200円	7,800円	(10,400円)	(13,000円)	・（ ）内の金額は、継続契約の場合の掛金額です。		
65~69歳	(3,300円)	(6,600円)	(9,900円)	(13,200円)	(16,500円)	・掛金は、2013年8月1日における満年齢でご覧下さい。 ・掛金には、運営費として一口あたり300円が含まれています。		
70~74歳	(4,300円)	(8,600円)	(12,900円)					



安心して
お勧めできる
5つの特徴

2 入院は初日から給付。
自宅療養は勿論、代診
をおいても給付。

自宅休業は5日以上継続した場合(一定の条件あり)に5日目から、入院休業は5日以上継続休業の場合に初日から給付。

4 介護医療保険料控除
対象の制度です。

共済掛金は、介護医療保険料控除の対象となります。
控除証明書を発行します。

1 既往症があり服薬中の
方でも一定の条件下で
契約できます。

告知内容によっては、契約の締結が出来ないこともあります。

3 所得補償保険や他の制度
に加入されていても、
関係なく給付されます。

開業医共済休業保障は、他の保険・共済等の加入や受給に関わりなく給付されます。

5 法人契約ができます。
掛金は損金に。

特約により法人契約ができ、共済掛金は損金となります。

共済金をお支払いできない場合

本制度では共済金をお支払いできない場合があります。

①共済約款に定める支払い事由に該当しない場合 ②重要事項説明書等の「注意喚起情報のご説明」2~5の場合

「虫垂炎で入院して」…共済休保から8日分、他の制度から3日分…

2月のある日、下腹部の疼痛と吐き気が激しく、某病院に受診した結果、急性虫垂炎と診断され即入院し、次の日手術を受け、経過良好で退院しました。幸い8日間の入院・加療で事なきを得て現在元気で復業しています。

生まれてこのかた63年間、幸い重い病気にかからず入院もしたこともなく患者さんを診てきましたが、今回の入院は青天の霹靂でした。保険医協会の理事をしていますので、入院し活動を休むことを保険医協会の事務局に電話したところ、事務局から「先生大丈夫、大丈夫直ぐ退院できますよ」と励まされ、「先生は共済休保の他にも別の制度に加入されていますので、そちら

からの給付金も出ますよ」と言われ、そう言えずいぶん前に申込したなあ…と思い出しました。共済休保は昨年の8月、理事をしている身なので仕方なく付き合いで入ったのは覚えていましたが…。

幸い病気もたいしたことはなく、8日間で退院できましたが、2つの制度から給付金を頂き、入院中の収入を少し取り戻せました。それにしても、共済休保の5日以上の入院は初日から給付されるメリットを実感しました。

人間、明日は何があるか知りません。医師、歯科医師は是非、共済休保にご加入されることを推薦します。

(63歳・歯科開業医)

特定傷病等不担保特約条項

第1条 (特約の締結)

この特約は、共済契約の締結の際、被共済者の健康状態が当組合の定める基準に適合しないときに、共済契約に付加して締結します。

第2条 (特約による条件)

この特約に付加する条件は、当組合の定める基準に適合しない程度に応じて、次のいずれかの方法によります。

(1) 残存期間条件付加入

別表1の傷病名・症状名の告知があり、観血的療法(近視等のレーザー矯正手術等を含みます)を行った場合、術後1年を経過するまでの残存期間は本症による休業については、共済金を支払いません。

(2) 3年の条件付加入

別表1の傷病名の告知があり、観血的療法を行っていない場合、治癒後3年末満または現症があつても治療を要せず通常診療可能のときは加入後3年内の本症による休業については、共済金を支払いません。

(3) 2年の条件付加入

① 帝王切開分娩の告知があった場合、当該分娩後2年内の妊娠による休業については、共済金を支払いません。

② 妊娠中の告知があった場合、当該妊娠およびそれに関わる合併症による休業については、共済金を支払いません。

2 別表2の傷病名・症状名の告知があつた場合は、次の各号に掲げる休業については、共済金を支払いません。ただし、前項に掲げる休業については、その規定により共済金を支払います。

(1) 告知のあつた傷病および別表2に定めるその関連傷病(以下「当該傷病等」といいます。)による休業

(2) 当該傷病等と医学上因果関係がある傷病による休業

別表1 一定の条件を付する傷病名・症状名

特約条項	告知のあつた傷病名・症状名
第2条第1項第1号 および第2号	① 鼻竇ヘルニアおよびこれに準ずるもの
	② 無症状胆囊ポリープ、無症状胆石症
	③ 慢性中耳炎、慢性副鼻腔炎(急性増悪および術後囊胞を含みます)、肥厚性鼻炎
	④ 白内障(片眼)、乱視・近視(レーザー矯正手術等を行った場合)
	⑤ 痔核、脱肛、痔ろう(肛門周囲炎)等
	⑥ 腱鞘炎、ガングリオソ、ヒグローム等
	⑦ 帝王切開分娩
	⑧ 妊娠中

別表2 不担保にする傷病とその関連傷病

告知のあつた傷病名・症状名	関連傷病
1 不整脈、心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心臓喘息、冠状動脈硬化症、その他の心臓疾患	心臓弁膜症、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細胞、不整脈、心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心臓喘息、冠状動脈硬化症、その他の心臓疾患
2 脳血管疾患	脳腫瘍、脳卒中、脳出血、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、脳軟化(脳梗塞)、もやもや病、その他の脳血管疾患
3 高血圧症、動脈硬化、動脈瘤、静脈瘤	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤、静脈瘤
4 リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)	リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
5 低血圧症	低血圧症
6 急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、鼠径ヘルニア、腹壁ヘルニア、その他の胃・腸の疾患	胃ガン、腸ガン、食道ガン、大腸ガン、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、鼠径ヘルニア、腹壁ヘルニア、その他の胃・腸の疾患
7 黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、その他の肝臓の疾患	肝臓ガン、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、その他の肝臓の疾患
8 胆石症、胆囊炎、総胆管結石、その他の胆嚢の疾患	胆道ガン、胆石症、胆囊炎、総胆管結石、その他の胆嚢の疾患
9 急性膀胱炎、慢性膀胱炎、膀胱石症、膀胱腫、その他の膀胱の疾患	膀胱ガン、急性膀胱炎、慢性膀胱炎、膀胱石症、膀胱腫、その他の膀胱の疾患
10 痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲腫瘍	痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲腫瘍
11 歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患	歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
12 肺炎、肺気腫、肺腺維症、塵肺症、胸膜炎(肺膜炎)、肺囊胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症、肺膿瘍、肺梗塞、その他の肺の疾患	肺ガン、肺炎、肺気腫、肺腺維症、塵肺症、胸膜炎(肺膜炎)、肺囊胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症、肺膿瘍、肺梗塞、その他の肺の疾患
13 気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、その他の気管支の疾患	喉頭ガン、気管支喘息、喘息性管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、その他の気管支の疾患
14 アレルギー性鼻炎、蓄膿症、慢性副鼻くう炎、鼻中隔弯曲症、その他の鼻の疾患	アレルギー性鼻炎、蓄膿症、慢性副鼻くう炎、鼻中隔弯曲症、その他の鼻の疾患
15 腎炎、慢性腎臓炎、腎周囲炎、腎腫、萎縮腎、尿路梗塞、腎不全、慢性膀胱炎、その他の泌尿器系の疾患	腎孟炎、ネフローゼ症候群)、腎炎、慢性腎臓炎、腎周囲炎、腎腫、萎縮腎、尿路梗塞、腎不全、慢性膀胱炎、その他の泌尿器系の疾患
16 前立腺肥大、その他の男性器の疾患	前立腺ガン、前立腺肥大、その他の男性器の疾患
17 乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣囊腫、その他の女性器の疾患	子宮ガン、乳ガン、卵巣ガン、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣囊腫、その他の女性器の疾患
18 腎臓結石、尿管結石、膀胱結石	腎臓結石、尿管結石、膀胱結石
19 糖尿病	糖尿病、糖尿病合併症
20 痛風	痛風
21 バセドウ病、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、その他の甲状腺の疾患	バセドウ病、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、その他の甲状腺の疾患
22 貧血、その他の血液および造血器の疾患	白血病、悪性リンパ腫、貧血、その他の血液および造血器の疾患
23 腎結核	結核
24 伝染性肝炎、ウィルス性肝炎	伝染性肝炎、ウィルス性肝炎
25 細菌性心内膜炎	細菌性心内膜炎
26 淋病、梅毒、その他の性病	淋病、梅毒、その他の性病
27 頸膜炎、脳膜炎 自律神経失調症、その他の中枢神経系の疾患	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、頸膜炎、脳膜炎 自律神経失調症、その他の中枢神経系の疾患
28 神經炎、神經痛、、その他の末梢神經系の疾患	筋ジストロフィー症、神經炎、神經痛、その他の末梢神經系の疾患
29 白内障、緑内障、黃斑変性症、その他の目の目の疾患	白内障、緑内障、黃斑変性症、その他の目の目の疾患
30 慢性中耳炎、中耳炎、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、その他の耳の疾患	慢性中耳炎、中耳炎、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、その他の耳の耳の疾患
31 脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫・椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縫韌帶骨化症、頸部背部のその他の疾患	脊椎カリエス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫・椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縫韌帶骨化症、頸部背部のその他の疾患
32 急性化膿性骨髄炎、骨髓炎、その他の筋骨格系の疾患	膠原病、急性化膿性骨髄炎、骨髓炎、その他の筋骨格系の疾患
33 骨關節炎、関節内障、変形性関節症	骨關節炎、関節内障、変形性関節症
34 頭部外傷後遺症、脳挫傷	頭部外傷後遺症、脳挫傷
35 アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、皮膚および皮下組織の疾患	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、皮膚および皮下組織の疾患



ご挨拶とご加入のお勧め



開業医共済協同組合
理事長

三田 溫
(長野県・耳鼻咽喉科開業)

国民の生存権確保を目的とする社会保障の一翼を担って、第一線の医療現場で公的サービスを提供している開業医には、ひとたび病気やケガで自院の休業を余儀なくされたときに医業再開のための公的休業保障は何もありません。民間保険会社の休業保険商品は保険料が高く医業経営を圧迫し、医院継続が破綻しかねません。そのため、適切な保障制度を開業医の相互扶助で行う必要がありました。

保険医協会を母体とする7保険医協同組合(事業協同組合)と発起人が出資金を出し合い、開業医共済協同組合を立ち上げました。開業医の休業時の最低限の保障を整え、復業を支援するための「開業医共済休業保障制度」(共済休保)が行政の認可を得ました。これまでに、1,300名を超える先生方にご加入いただき、安定した制度へと発展してきました。

この共済は協同の理念に基づく相互扶助ですから、民間保険会社のような利益を得る必要がなく低負担で保障サービスが望めます。制度の運営にあたっては、保険数理の専門会社と契約し、制度の健全な運営を確保します。制度は加入者の掛金による運営ですので、多くの先生方がご加入くださいますようお勧めいたします。



開業医共済協同組合について

- 1 共済制度を利用しようとする組合員及び組合員の医療機関に勤務する医師、歯科医師で構成します。開業医共済協同組合加入には各県保険医協会・医会会員であるとともに1口5,000円以上(口単位)の出資金、勤務医の場合は2,000円の賛助金が必要です。
- 2 当共済組合設立の中心となった保険医協同組合(事業協同組合・保険医協会が母体)は、開業医経営支援の実績があり、共同購買やその他の共済事業等をもって開業医の経営、生活支援を行っています。
- 3 開業医共済協同組合並びに開業医共済休業保障制度の運営は総代会・理事会・委員会(共済制度推進委員会、審査委員会、内部統制委員会)・事務局(常設事務局と委員会を補佐する事務局小委員会)を設置します。
- 4 開業医共済休業保障制度の運営にあたっては、保険数理の専門会社と契約し、制度の健全な運営を確保します。
- 5 年度決算の上、余剰金が発生した場合、総代会の議決を経て組合員に対し利用分量配当を行なっています。
2010年度、2011年度は利用分量配当を行いました。

◇個人情報の取り扱いに関する注意事項のお知らせ

本制度運営にあたり、開業医共済協同組合ならびに取扱代理店は、申込書に記載の個人情報及び本制度の運営において入手する個人情報について、本制度の運営・管理に必要な下記の範囲で取り扱います。

開業医共済協同組合は、個人情報を本制度の掛金の収納管理、共済制度の普及と共に済契約申込者管理及び諸手続き(契約締結時の審査、共済金支払審査を含む)、各種問い合わせ及び依頼、その他本制度に関連・付随する業務のために使用します。なお今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き開業医共済協同組合において上記に準じて個人情報を取り扱います。



お申込み・お問い合わせは下記各県の取扱代理店へ

青森県 青森県保険医協同組合
青森県保険医協会
Tel (017) 722-5483 Fax (017) 774-1326

福井県 福井県保険医協同組合
福井県保険医協会
Tel (0776) 21-1660 Fax (0776) 21-1649

鳥取県 鳥取県保険医協同組合
鳥取県保険医協会
Tel (0859) 24-3064 Fax (0859) 24-3066

福島県 福島県保険医協同組合
福島県保険医協会
Tel (024) 531-1151 Fax (024) 531-1153

長野県 長野県保険医協同組合
長野県保険医協会
Tel (026) 223-0345 Fax (026) 223-0333

山口県 山口県保険医協同組合
Tel (083) 972-2250 Fax (083) 974-5771

新潟県 新潟県保険医協同組合
新潟県保険医協会
Tel (025) 245-6171 Fax (025) 245-6172

岡山县 岡山县保険医協同組合
岡山县保険医協会
Tel (086) 277-3307 Fax (086) 277-3371

大分県 大分県保険医協同組合
大分県保険医協会
Tel (097) 568-0047 Fax (097) 568-0073

開業医共済協同組合 Tel (026) 223-0345 Fax (026) 223-0333

〒380-0928 長野県長野市若里1-5-26 長野県保険医協同組合内